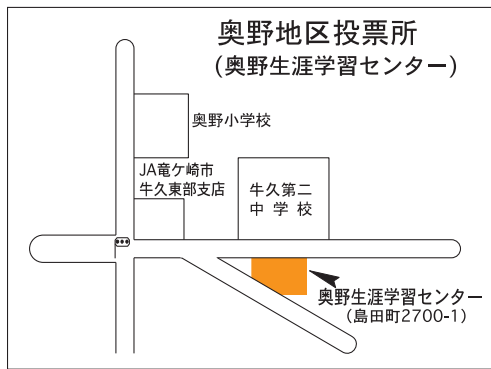
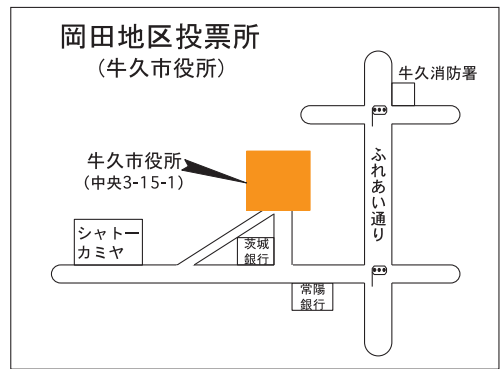


◆開票
開票は、市役所第3会議室で午後7時から行う予定です。なお、会場の都合で参観者が多い場合は、入場制限をする場合がありますのであらかじめご了承ください。



奥野地区の方…【第3投票区】奥野生涯学習センター(島田町2700-1)



岡田地区の方…【第2投票区】牛久市役所(中央3-15-1)

問い合わせ 牛久市選挙管理委員会 ☎873-2111内線1013～1015

平成19年中に所得が減って所得税がかからなくなった方へ 申告が必要です！

税源移譲により、所得税率と個人住民税率が変更され、平成19年分の収入が減少して所得税がかからなくなった場合に、平成19年度(平成18年分)の個人住民税のみ多く納付することになってしまいます。

このような方のため、本人の申告により、さかのぼって平成19年度の個人住民税の税額を改正前の税率で計算し、すでに納付した個人住民税から税源移譲により増額となった差額分を還付します。

【対象となる方】

平成18年中の収入で所得税がかかっていて、平成19年中の収入で所得税がかからなかった方は対象になると思われます。

なお、平成19年中に死亡された方や国外転出により住民税の課税対象者ではなくなった方については、対象とはなりませんのでご注意ください。

※住民税の課税対象者＝その年の1月1日現在で日本国内に住所を有している方。

【申告書の提出先と期間】

平成19年1月1日現在にお住まいだった市町村に、平成20年7月1日から7月31日までの間に申告書を提出してください。(本人の申告がなければ減額措置は受けられません)

※減額措置の該当と思われる方には、6月中旬ごろにご案内・申告書を送付します。

問い合わせ 市税務課 ☎873-2111内線1056～1059

